

議案第 23 号

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年条例第 20
1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対
応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（8） （略） <u>（9） 認定看護師等手当</u> （医師救急業務手当） 第 10 条 （略） <u>（認定看護師等手当）</u> <u>第 10 条の 2 認定看護師等手当は、公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師、認定看護管理者又は専門看護師として登録されている看護師であって、認定されている分野に係る業務に従事した職員に支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、日額 500 円とする。</u>	（特殊勤務手当の種類） 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（8） （略） （医師救急業務手当） 第 10 条 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に始まる勤務から適用し、同日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

提案理由

専門性の高い資格を有し、より高度な業務に従事する職員の処遇を改善するため。